

特 記 仕 様 書

令和 7 年度公共下水道施設耐震化工事（第 2 工区）

高槻市都市創造部下水河川事業課

第1章 総則

1.1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書は、「令和 7 年度公共下水道施設耐震化工事（第 2 工区）」に適用するものである。本仕様書に定めのない事項については、以下の仕様書等の規定のほか監督員との協議により決定するものとする。
 - ・大阪府発行の土木工事共通仕様書、土木工事請負必携、土木工事管理基準
 - ・高槻市下水道管渠工事共通仕様書、高槻市下水道指針
 - ・管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドラインー2017 年版ー（(公社) 日本下水道協会）
- (2) 受注者は、施工前もしくは施工途中において、設計図書（設計図面、特記仕様書、現場説明書（入札説明書）、質疑回答書、数量総括表）と実際の工事現場の形状や状況等について差異がないか確認し、差異の有無に係わらず監督職員に報告すること。また、協議に伴い、監督員の要求する資料がある場合は速やかに作成し、提出するものとする。
- (3) 見積参考資料とは、設計図書（設計図面、特記仕様書、現場説明書（入札説明書）、質疑回答書、数量総括表）以外の資料をいう。
見積参考資料及び設計図書中に「参考」と表記された項目は、あくまでも入札参加者の適正・迅速な見積に供するため、発注者が規定した設計積算の内容を参考に示した資料にすぎず、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。このため、施工方法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとし、工事の施工にあたってはこの趣旨を十分理解し、事故発生等を招かないよう、その防止措置に留意しなければならない。
- (4) この工事は「高槻市週休 2 日工事実施要領」に基づき「完全週休 2 日（土日）工事」方式で施工するものとする。「完全週休 2 日（土日）工事」方式では、対象期間内の全ての週（土曜日から金曜日までの 7 日間を基本とする。）において、原則土曜日及び日曜日を現場閉所に指定し、週に 2 日以上以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

1.2 適用工法【製管工法】

本工事における適用工法は複合管の製管工法である。受注者は工法を決定するにあたり下記の適用条件を満たすことを確認するとともに、監督員の承諾を得ること。

- (1) 採用工法は、(公財)下水道新技術機構の「建設技術審査証明」を得た工法であり、レベル1または、レベル1及びレベル2地震動に対する耐震性能を有していること。また、構築工法にかかわらず、「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン2017年版」で示す「要求性能」に適合する工法であること。
- (2) 受注者は、更生管きょの構造計算書(常時・レベル1、レベル2地震時)、流量検討書、支保工構造計算書及び足場工の図面等を作成し、監督員の承諾を得ること。当該管きょ更生工法における設計諸条件については、第9章に記載している。

第2章 施工の条件

2.1 工事概要

受注者は、工事の概要として次の事項を設計図書により確認すること。

- ① 工事名称
- ② 工事箇所
- ③ 路線番号
- ④ 施工延長
- ⑤ 既設構造種別
- ⑥ 既設断面寸法
- ⑦ 既設勾配
- ⑧ 土被り
- ⑨ 更生後の断面(断面形状、寸法)

2.2 施工現場の条件

受注者は、工事の着手にあたって現地調査を行い、以下の施工現場の条件事項について確認し記録すること。

- ① 道路状況(地形・道路幅員・上空制限・管理者・バス経路・通学路・境界等)
- ② 道路使用許可条件(施工時間・規制形態等)
- ③ 周辺環境
- ④ 進入路状況
- ⑤ 気象・気温

- ⑥ 排水条件（仮排水条件を含む）
- ⑦ 流下下水量・水位
- ⑧ 地下水位

2.3 既設管調査、既設管内処理

（１）既設管きょ調査

受注者は、下水道管きょの更生に先立ち既設管きょ内を洗浄するとともに、既設管きょ内を目視によって調査しなければならない。

調査項目は構造種別、断面寸法、管きょ延長、管きょ内損傷等状況等とし、管きょ内状況から取付け管突出し処理、浸入水処理、侵入根処理及びモルタル除去の必要性を判定した結果をまとめた報告書を、工事着手前に監督員へ提出すること。また、既設管きょ調査については「下水道維持管理指針」（（公社）日本下水道協会）に基づき実施すること。

なお、既設管きょ内洗浄に用いる水については、高槻水みらいセンターで処理された下水道処理水を想定しているため、受注者にて手続きを行い、積極的に活用すること。

（２）既設管きょ内処理

本工事は、既設管内処理としてVカット工及びモルタル上塗り工を計上している。Vカット工については修繕箇所に対し躯体の一部をV字状にはつり、その箇所に止水材を充填し、止水を行うこと。また、受注者は、既設管調査の結果、処理の必要がある場合には、監督員と協議の上、管きょ更生工事に支障のないように切断・除去等により処理すること。処理を行う際は、「下水道維持管理指針」（（公社）日本下水道協会）に基づき実施すること。

第3章 更生管の仕様

3.1 材料特性(物性値)

更生管渠の構成部材に求められる要求性能(耐荷性能(表面部材の外圧強さ、充てん材の圧縮強度)、耐薬品性、耐摩耗性、水密性、一体性及び水理性能)については公的審査証明機関等の審査証明を得たもの又は、これと同等以上の品質を有すること。

3.2 更生管の要求性能

受注者は、使用する更生管材料の要求性能として以下の(1)～(6)を満たすものとして、公的審査証明機関等の審査証明を得たもの又はこれと同等以上の品質を有すること。

- (1) 耐荷性能
- (2) 耐久性能
- (3) 耐震性能
- (4) 水理性能
- (5) 環境安全性能
- (6) その他（既設管の内面状況、延長、断面について施工可能性の確認）

第4章 施工計画

4.1 施工計画書の一般事項

受注者は、工事着手前に調査を行い次の事項を明記した施工計画書を作成し、監督員に提出すること。

- ① 工事概要
- ② 計画工程表
- ③ 現場組織表
- ④ 指定機械
- ⑤ 主要機械
- ⑥ 主要資材
- ⑦ 施工方法
- ⑧ 施工管理計画
- ⑨ 安全管理
- ⑩ 緊急時の体制及び対応
- ⑪ 交通管理
- ⑫ 環境対策
- ⑬ 現場作業環境の整備
- ⑭ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- ⑮ 材料設計及び水理性能評価
- ⑯ 材料品質証明の内容
- ⑰ 前処理計画
- ⑱ 品質管理
- ⑲ 材料の製造から使用までの保管期間と保管方法

- ⑩ 材料の運搬方法
- ⑪ 工事記録等の管理
- ⑫ その他、監督員の指示事項等

※更生工法は、採用工法により施工方法等が異なっており、また殆どの工法が現場で完成品（更生管）を構築する。したがって施工にあたっては工法毎に定められた施工手順、管理手順、管理項目、管理値がある。また、必要となる既設管内処理の程度も異なることから、施工計画書には、これらの必要事項と施工前、施工時及び完成時の品質管理として必要な試験項目や内容と実施予定日や管理基準等の品質管理計画を必ず記載すること

4.2 職務分担および緊急時の連絡体制

- (1) 主任技術者、監理技術者は、建設業法に定める有資格者であること。
- (2) 受注者は工事の着手に際して職務分担表及び有資格者一覧表を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、選定した工法による工事の施工管理に関する資格を有する専任の監理技術者又は専任の主任技術者を配置し、当該作業中は現場に常駐させること。資格者証等の写しは施工計画書に添付すること。
- (4) 受注者は、本社責任者、現場代理人、監理技術者の氏名、緊急時の連絡先（昼・夜）を明記した緊急時連絡体制表を作成し監督員に提出すること。

4.3 実施工程表の作成

受注者は、工程計画の作成に当たって設計図書をはじめ「工事概要」、「施工現場の条件」、「既設管調査・既設管内処理」の内容を反映し、市民の生活や交通に支障をきたさないように、1サイクルで施工可能な適切な工事の範囲をあらかじめ明示し、これに必要な作業時間、養生時間等に基づき工程計画を作成し監督員に提出すること。

4.4 その他の留意事項

- (1) 受注者は、準備工、片付け工、地先排水の水替え等についても、工事着手前に現場の機器設置スペース及びマンホール、枡の位置を確認し、使用する主要資機材を明記し監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、工事着手前に監督員と協議のうえ地元住民に工事の内容を説明し、理解と協力を求め、工事を円滑に実施しなければならない。

- (3) 本工事対象箇所は一級河川檜尾川の河川区域内にあるため、河川管理者の許可後、工事に着手すること。
- (4) 本工事で更生する管きょは、大阪府北部流域下水道事務所が管轄する前島ポンプ場に接続しているため、着手前までに大阪府と工程計画や緊急連絡先等について調整会議を実施すること。なお、これら会議に伴う資料等は受注者にて作成する事。
- (5) 受注者は、発注者分の胴長靴も準備すること。

第5章 施工管理

5.1 施工管理

- (1) 受注者は、工事を安全に実施し、かつ品質を確保するために、スパン毎に次の事項について適宜、監督員と協議を行い十分な管理を行わなければならない。
 - ① 工程（工事工程、試験予定日等）
 - ② 安全・衛生
 - ③ 施工環境
- (2) 受注者は、現場状況等により施工計画に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議するとともに、施工計画書の変更を行い監督員に提出すること。
- (3) 受注者は工事实施に必要な施工図等を工事の工程に合わせて遅滞なく作成し、監督員が指示した場合には提出しなければならない。

5.2 工程管理

- (1) 受注者は、工程表の作成は出来高の進捗確認ができる実施工程表を作成し、毎月末時点での進捗状況について工事月報とともに協議書（打合せ簿）にて提出すること。
- (2) 受注者は、工事着手から工事完了までの間、監督員の指示に従い、週間工程表及び立会予定表を提出しなければならない。

5.3 安全・衛生管理

受注者は、労働災害はもとより、物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。

- (1) 下水道管きょ更生工法における安全管理
 - ・有資格者の適正配置
 - ・下水道管内作業に適した保護具の着用

- ・施工前の安全対策（情報収集、雨天時ルールの確認、緊急時の避難計画等含む）
- ・施工時の安全対策
- ・周辺環境への対策
- ・災害防止についての対策

（２）酸素欠乏、有毒ガスなどの安全対策

- ・有資格者の選任について

管きょ内（以下、坑内と表記する。）での作業においては、「酸素欠乏危険作業主任者（第二種酸素欠乏作業主任者技能講習修了者）」を選任し、坑内作業中は現場に常駐させなければならない。また、坑内作業従事者は、「第二種酸素欠乏危険作業特別教育修了者」とする。上記の資格者証のコピーは施工計画書に添付すること。

- ・坑内測定濃度の測定記録について

酸素欠乏作業主任者は、毎日、作業開始前・作業中・再入坑する前に必ず酸素濃度及び硫化水素濃度を測定記録し、監督員の指示があった場合は速やかに提出しなければならない。

測定管理計画及び作業開始、中止の判断基準については施工計画書に明記すること。

（３）供用下の施工における安全対策

坑内作業中は救命胴衣の着用や、命綱の設置及び下流側に流出防止柵等を設置することにより、作業員の安全を確保すること。また、局地的な大雨についても別紙「局地的な大雨に対する安全対策について」に従い安全対策を講じること。

（４）安全に関する研修、訓練

労働安全関係法令に基づく安全活動、新規入場者には坑内作業内容及び緊急時の対応等を教育し、その内容を記録すること。監督員の指示があった場合は、速やかに提出すること。

5.4 施工環境管理

受注者は、施工中の環境に配慮するために次の環境対策を講じること。

- ① 工事広報
- ② 粉じん対策
- ③ 臭気対策
- ④ 騒音・振動対策
- ⑤ 温水・排水熱対策

- ⑥ 宅内逆流噴出等対策
- ⑦ 工事排水の水質対策

第6章 品質管理

6.1 品質管理

受注者は、更生後の品質を確保するため、主任技術者又は監理技術者の責任の下で、施工計画書の品質管理計画に記載された「施工前の品質管理」、「施工時の品質管理」及び「完成時の品質管理」について十分管理し、その結果が確認できる資料を作成して監督員に報告しなければならない。

また、各施工段階における品質管理として必要な試験について試験項目、試験頻度、試験実施予定日、試験方法、管理値の詳細を記した試験計画書を別途作成し、試験実施前までに監督員に提出すること。

6.2 施工前の品質管理

受注者は、使用する更生材料等の現場搬入、受入れに対して材料等品質に影響が出ないよう細心の注意を払うとともに、工事着手前に当該材料等の品質を確認するため、適正な管理下で製造されたことを証明する資料を監督員に提出すること。また、受注者は、必要に応じ物性試験を行い監督員に提出すること。

6.3 施工時の品質管理【製管工法】

受注者は次の項目について施工計画書の記載内容を遵守して適切に管理しなければならない。

受注者は、施工計画書に記載された管理項目、管理値等を適切に管理するとともに、裏込め注入については自動記録紙等に温度・圧力・時間等を記録し、監督員に提出しなければならない。

- ① かん合状態の確認
- ② 充てん材性状確認
- ③ 充てん材の圧縮強度の確認
- ④ 充てん材注入圧力
- ⑤ 充てん材注入量管理
- ⑥ 完全充てんの確認

施工時に確認すべき試験（圧縮強度）

圧縮強度試験 充てん材※	実施（1回/100m） 既設管 800mm 以上は注入日毎に 1 回
-----------------	---------------------------------------

※供試体の例：供試体は、現場で混練し充てんするモルタルに対して円形供試体（50mm×100mm）を JSCE-F506 に準じて作成（1 週用 4 本、4 週用 4 本）する。

6.4 完成時の品質管理【製管工法】

受注者は、実際に現場で更生した更生管きよのマンホール管口に突き出た表面部材を採取し、発注者の認めた一般財団法人を含む公的試験機関や ISO/IEC17025 認定試験所で耐薬品性試験を行うこと。

ただし、日本下水道協会のⅡ類資器材として登録されている工法については、認定工場制度における認定工場からの検査証明書類を別途提出することにより、完成時の耐薬品性試験を省略できる。

完成時に確認すべき試験

工場認定制度（Ⅱ類）	無し	有り
耐薬品性試験	実施※（工法毎）	省略可能

※下表による

使用材料に応じて、JSWAS K-1（塩ビ系）、JSWAS K-14（ポリ系）に準じ、それぞれに規定している耐薬品性試験を実施する。試験液：蒸留水、10%塩化ナトリウム水溶液、30%硫酸、40%水酸化ナトリウム水溶液

試験結果の基準 【質量変化度±0.2mg/cm²以内】

また、その試験結果を監督員に提出すること。

第7章 出来形管理

7.1 寸法管理

受注者は、更生管の出来形を把握するため、更生管寸法（高さ・幅）、延長を計測し、その記録を監督員に提出しなければならない。なお、出来形管理については、規格値を確実に確保するため、社内規格値（規格値の 80%程度）を設定し管理することが望ましい。

7.2 更生管きよの仕上がり寸法の管理【製管工法】

受注者は、更生工事完了後の更生管厚又は仕上がり寸法が適切であることを次の測定方法により確認しなければならない。

- （1）仕上がり寸法の測定は、スパン毎の上下流の測点、中間部付近にて実施すること。

- (2) 測定位置は、下左右の充てん材を含めた更生材厚さが異なることから、更生管の内側中央高さと幅の2箇所の上がり寸法を測定すること。
- (3) 検査基準については、監督員と協議して決定するものとし、流下能力は計画流量以上の水理性能を確保しているものを合格とする。

7.3 内面仕上がり状況の管理

- (1) 受注者は、更生工完了時において、更生管内を洗浄し取付け管せん孔片を除去した後、全スパンについて目視により外観検査を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、確認の内容としては、更生管の変形、更生管浮上による縦断勾配の不陸等の欠陥や異常箇所がないことを確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、更生管の管口仕上げ部においては、浸入水、仕上げ材のはく離、ひび割れ等の異常がないことを確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。
- (4) 製管工法では、構造上充てん材が更生管として部材の一部となることから、充てん材が確実に充てんされることが更生管としての性能を確保するうえで非常に重要となるため、非破壊で施工済みの更生管の状況（充てん材の充てん状況）を確認できる検査方法が適用できる場合には施工計画書に盛り込み、これに加えて行うこと。

第8章 工事完了時提出書類

8.1 工事記録写真等の撮影及び提出

- (1) 受注者は、工事記録写真等撮影計画に準拠した撮影記録を報告書に添付して監督員に提出すること。
- (2) 受注者は、上記の工事写真報告書に加えて、工事写真ダイジェスト版を作成し、監督員に提出しなければならない。ただし、その構成については、事前に監督員と協議を行うものとする。
- (3) 写真撮影は、十分な照度を確保して行い不鮮明な写真は直ちに撮り直すこと。黒板の文字や数値が確認できないものや、十分な照度がなく被写体が不鮮明だと監督員が判断したものは撮り直しとする。
- (4) 工事で撮影した写真については、紙資料の他、工種毎にフォルダ分けしjpg ファイル形式で紙資料の他、DVD データとして提出すること。

8.2 出来形図

工事完了時に出来形図をA1版および電子ファイル(PDF形式)にて作成し提出すること。ただし、CADソフトを使用できない場合は、テンプレート等を用いて記入すること。

8.3 提出図書

その他、下記の書類についても提出すること。

- ・本管用調査記録表
- ・事前調査集計表
- ・施工管理
- ・充てん材圧力・注入量管理
- ・品質性能試験報告書(試験計画書、更生材の製造証明書等含む)
- ・酸素欠乏等の濃度測定記録表

第9章 設計条件

9.1 設計条件

設計対象地震動 レベル1及びレベル2

地域別補正係数 A2地域 補正係数 1.0

耐震設計の基本方針

レベル1地震動 限界状態設計法、又は許容応力度法(使用限界状態)

レベル2地震動 限界状態設計法(終局限界状態)

なお、詳細項目については以下の図書を参考すること。

- ・下水道施設の耐震対策指針と解説 2014年版
- ・下水道施設耐震計算例 管路施設編 後編 2015年版
- ・管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン 2017年版

9.2 既設管断面、更生管断面及び計画流量

インバート付き現場打ちボックスカルバート 3400×3400mm については、それぞれゲート部より下流側(ブロック①)については 3200×3205 以上、同上流側(ブロック③)については 3200×3262 以上の内空を確保できる更生断面とする。また、インバート付き現場打ちボックスカルバート 3000×3400mm については、2800×3291 以上の内空を確保できる更生断面とする。

計画流量 : 53.703 m³/s

(更生後の流下能力については、計画流量以上であること。)

① コンクリート材料

- ### ① コンクリート材料

ヤング係数 $E_c = 2.20 \times 10^4 \text{ N/mm}^2$

鉄筋材料

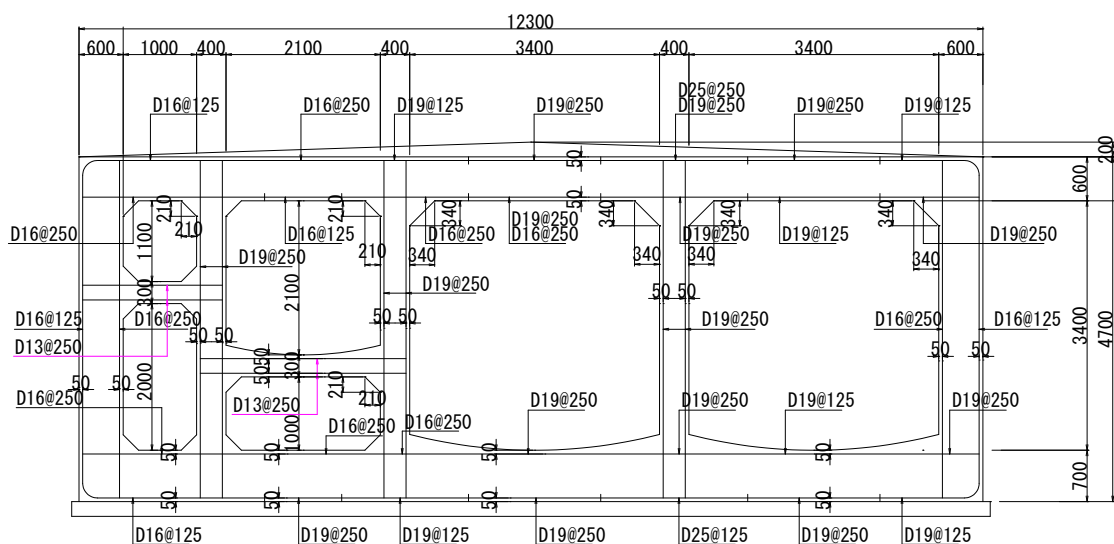
- ## ② 鉄筋材料

材質 SD295

降伏強度 $f_{yk}=295$ N/mm²

ヤング係数 $E_s = 2.00 \times 10^5 \text{ N/mm}^2$

- ③ 配筋仕様



活荷重 T-25

活荷重 T-25

土質資料は、下記のボーリングデータを使用すること。

土質資料は、下記のボーリングデータを使用すること。

ボーリングNo.	1						
地盤標高	OP+17.15	地下水位	GL-10.17				
表層層厚	標高	深度	土質区分	平均N値	土の単重	内部摩擦角	粘着力
(m)	(m)	(m)			γ (kN/m ³)	ϕ (°)	C(kN/m ²)
2.50	14.65	2.50	砂れき	10	20	34	0
4.80	10.05	7.30	砂質土	10	20	30	0
4.70	5.35	12.00	粘性土	7	16	0	44
11.80	-6.45	23.80	砂質土	40	20	36	0
1.35	-7.80	25.15	粘性土	16	18	0	100

ボーリングNo.	2			平均N値	土の単重 γ (kN/m3)	内部摩擦角 φ (°)	粘着力 C(kN/m2)
地盤標高	OP+16.25	地下水位	GL-9.27				
表層層厚 (m)	標高 (m)	深度 (m)	土質区分				
3.80	12.45	3.80	砂れき	9	20	30	0
2.20	10.25	6.00	砂質土	17	20	35	0
1.80	8.45	7.80	粘性土	7	16	0	44
12.00	-3.55	19.80	砂質土	35	20	35	0
1.45	-5.00	21.25	粘性土	20	18	0	125

第10章 ライニング工

10-1. 材料

材料は、公的機関による技術審査または技術証明を得ている無溶剤型エポキシ樹脂モルタル(水中硬化型)を使用すること。

10-2. 材料の性能

以下の3点を満たしうる材料を使用し施工を行うこと。

- ・湿潤面（水分量 10%以上）に対し施工が可能なもの。
- ・湿潤面施工後、水中で硬化養生が可能なもの。
- ・硬化養生後、15Mpa の高圧洗浄で剥離・損傷がないこと。

10-3. 塗布型ライニング工法の品質規格

塗布型ライニング工法の防食被覆層は、以下に示す項目について、(地共)日本下水道事業団「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル 令和5年3月」の塗布型ライニング工法の品質規格に適合していることを、公的機関の試験結果報告書により確認できること。

表 3.1 塗布型ライニング工法の品質規格

工法規格 項目	A 種	B 種	C 種	D 種
被覆の外観	被覆にしわ、むら、はがれ、われのないこと	同左	同左	同左
コンクリートとの接着性	標準状態 1.5N/mm ² 以上 吸水状態 1.2N/mm ² 以上	同左	同左	同左
耐酸性	pH3 の硫酸水溶液に 30 日間浸漬しても被覆にふくれ、われ、軟化、溶出がないこと。	pH 1 の硫酸水溶液に 30 日間浸漬しても被覆にふくれ、われ、軟化、溶出がないこと。	10% の硫酸水溶液に 45 日間浸漬しても被覆にふくれ、われ軟化、溶出がないこと。	10% の硫酸水溶液に 60 日間浸漬しても被覆にふくれ、われ、軟化、溶出がないこと。
硫黄侵入深さ	-	-	10% の硫酸水溶液に 120 日間浸漬した時の侵入深さが設計厚さに対して 10% 以下であること、かつ、200 μ m 以下であること。	10% の硫酸水溶液に 120 日間浸漬した時の侵入深さが設計厚さに対して 5% 以下であること、かつ、100 μ m 以下であること。
耐アルカリ性	水酸化カルシウム飽和水溶液に 30 日間浸漬しても被覆にふくれ、われ、軟化、溶出がないこと	同左	水酸化カルシウム飽和水溶液に 45 日間浸漬しても被覆にふくれ、われ、軟化、溶出がないこと	水酸化カルシウム飽和水溶液に 60 日間浸漬しても被覆にふくれ、われ、軟化、溶出がないこと
透水性	透水量が 0.30g 以下	透水量が 0.25g 以下	透水量が 0.20g 以下	透水量が 0.15g 以下

局地的な大雨に対する安全対策について

1. 局地的な大雨に対する安全対策について

雨水の流入する下水道管きょ(雨水管、合流管等)内等では、局地的な大雨により急激な水量の増加、水位の上昇により思わぬ事故を招く恐れがあることから、作業の安全確保のための対策を定めるものである。

2. 対象となる作業箇所

- ・ 雨水の流入する下水道管きょ内(雨水管、合流管等)
- ・ 雨水の流入により影響を受ける作業環境である人孔等の施設
- ・ 降雨により水位の上昇などの影響を受ける高槻水みらいセンター、前島ポンプ場内の施設

3. 標準的な中止基準

以下の項目のうち、ひとつでも該当する場合は、作業を中止する。

- ・ 作業箇所又は上流部において大雨注意報又は警報が発表された場合
- ・ 作業箇所又は上流部において降雨や雷が発生している場合
- ・ 管きょ内の水位など、降雨により影響を受ける水位が急激に上昇した場合

また、上記中止基準は標準的なものであり、監督職員（調査職員）と協議のうえ、当該作業現場の安全が十分確保されるような現場特性に応じた中止基準を定めること。

4. 標準的な再開基準

以下の項目を全て満たし、作業箇所の安全が確認された場合、監督職員（調査職員）と協議のうえ、作業を再開する。

- ・ 作業箇所又は上流部において発令されていた、大雨注意報かつ警報が解除された場合
- ・ 作業箇所又は上流部において降雨や雷が確認されない場合
- ・ 管きょ内の水位など、降雨により影響を受ける水位が、平常時の水位であることを確認した場合

また、上記再開基準は標準的なものであり、監督職員（調査職員）と協議のうえ、当該作業現場の安全が十分確保されるような現場特性に応じた再開基準を定めること。

5. 施工(業務)計画書への記載

受注者は、局地的な大雨による急激な増水による被害に備えるため、施工(業務)計画書に以下の点を踏まえた安全管理計画を記載すること。

- (1) 現場特性の事前把握(下水道管きょ施設情報、地形情報等)

(2) 現地特性に応じた工事等の中止基準・再開基準の設定

※ 以下の場合など、現場特性に応じて、上述した標準的な中止基準及び再開基準の緩和、強化を検討すること。

- ・ 管きょ内の作業において、ポンプ場の運転調整により上流部の降雨による影響を受けず、当該作業箇所にも直接降雨の流入のない場合
- ・ 作業箇所が人孔から離れている場合や人孔蓋を開放しておけない場合などの退避に時間を要する場合
- ・ 人孔内に落差・段差があり、退避条件が厳しい場合

(3) 迅速に退避するための対応(退避手順の設定、安全器具等の設置、情報収集と伝達方法、資器材の取扱い等)

(4) 日々の安全管理

6. その他

局地的な大雨に対する安全対策に関しては、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)平成 20 年 10 月」(局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会編(事務局:国土交通省都市・地域整備局下水道部他))等を参考にすること。

【個人情報取扱特記事項】

※本契約における適用除外項目：第7第9第1項第2項及び第14第2項第3項第4項第5項

(基本的事項)

第1 受注者は、委託業務、工事（以下「業務」という。）を行うに当たっては、受託者として、個人情報（個人情報保護法第2条に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、個人情報の安全管理について、管理責任者の選任、個人情報保護責任者の指定等、内部における責任体制を構築するとともに、その体制を維持しなければならない。

(収集の制限)

第2 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第3 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

第4 受注者は、業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な維持管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置は、当該個人情報を記録した媒体の性質に応じたものとしなければならない。

(個人情報の漏えいの禁止)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第6 受注者は、業務に従事する者（派遣労働者を含む。以下「従事者」という。）に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な維持管理が図られるよう、従事者を限定するとともに、当該従事者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受注者は、従事者に対し個人情報の保護に関する研修、教育等（情報システムを使用する委託業務の場合は、その管理、運用及びセキュリティ対策に関するものを含む。）を実施しなければならない。

(個人情報の保護に関する誓約書)

第7 受注者は、従事者から個人情報の保護に関する誓約書を徴取し、その写しを發

注者に提出しなければならない。ただし、委託内容の性質上、発注者が誓約書の写しの提出を不要と判断したときは、この限りでない。

(従事者への周知、罰則の教示等)

第8 受注者は、従事者に対して、在職中及び退職後においても、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

2 受注者は、前項の周知の際に、個人情報保護法及び番号法に規定する罰則の適用がある違反行為をした場合には、懲役又は罰金に処されることを教示しなければならない。

3 受注者は、従事者又は従事していた者が、前項の違反行為をしたときは、受注者に対しても罰金刑が科される旨を十分認識し、業務を処理しなければならない。

(作業区域等)

第9 受注者は、業務に係る個人情報を取り扱う場合は、発注者の管理権限が及ぶ区域で行わなければならない。ただし、クラウドサーバの使用等やむを得ず発注者の管理権限が及ぶ区域以外で個人情報を取り扱う必要があるときは、当該作業区域又は情報管理区域を限定するとともに、個人情報の保管施設の特定、入退室管理、警報装置の設置、耐震防火対策等、個人情報に係る安全対策を明確にした上で、事前に書面により発注者に申請し、その許可を得なければならない。

2 受注者は、発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、前項の作業区域又は情報管理区域から個人情報を持ち出し、又はデータ移行をしてはならない。

(個人情報の授受等)

第10 受注者は、発注者との間で業務に関する個人情報を授受する場合は、受渡し記録簿により記録しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を発注者の事前の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、前項の規定により複写し、又は複製する場合は、その対象を必要最小限に限るとともに、処理終了後は不要となった情報を発注者の指定する方法により速やかに消去しなければならない。

(記録媒体による成果物の表記)

第12 受注者は、個人情報が記録された成果物を記録媒体で発注者に納品する場合は、ラベル等の表記について第三者が容易に識別できない措置を講じなければならない。

(情報システム等のセキュリティ対策)

第13 受注者は、業務において情報システム、電磁的記録媒体、電子メール等を使用して個人情報を取り扱う場合は、権限管理、アクセス制御、不正アクセスの防止、

操作ログの取得、ウイルスチェック、暗号化、ファイヤウォールの設定、個人所有機器の使用制限、覗き見防止、バックアップその他情報の管理形態に応じたセキュリティ対策を講じなければならない。

(返還又は廃棄)

第14 受注者は、業務の終了時に、業務において利用する個人情報について、返還又は廃棄若しくは消去を実施しなければならない。

2 受注者は、業務において利用する個人情報（特定個人情報を含むものに限る。以下この項において同じ。）の消去又は廃棄をする場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、業務において利用する個人情報の廃棄をする場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(再委託を行う場合における制限)

第15 受注者は、再委託先（派遣元事業主及び受注者の子会社を含む。）に個人情報を取り扱わせる場合には、複製の制限、セキュリティ対策、個人情報の滅失、毀損、漏えい等に係る報告、業務終了時における消去及び媒体の返還その他の個人情報の保護措置に関して、当該再委託先に対し同等の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理に係る記録の整備)

第16 受注者は、従事者名簿、従事者への研修実施簿その他個人情報の適正な取扱いの事後検証に必要となる記録を整備するものとする。

(立入検査等)

第17 発注者は、受注者が業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、受注者（業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この項において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 発注者は、受注者におけるこの個人情報取扱特記事項に係る個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。

3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(事故発生時における報告)

第18 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者への報告、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(損害賠償)

第19 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第20 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。